

平成24年

第2回臨時会

会議録

(第1号)

平成24年 4月 5日

平成24年第2回 江 差 町 議 会 臨 時 会  
( 第 1 号 )

◎ 期日及び場所

平成 24 年 4 月 5 日 ( 月 ) 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会 期 の 決 定

日程第3 承認第1号 平成23年度江差町一般会計補正予算(第15号)の専決  
処分の承認を求めることについて

日程第4 承認第2号 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求  
めることについて

日程第5 承認第3号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の  
承認を求めることについて

日程第6 議案第1号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第2号 工事請負契約の締結について

◎ 出席議員(12名)

議	長	打 越	東 亜 夫
副	議	室 井	正 行
議	員	小 笠 原	満
	〃	薄 木	晴 午
	〃	飯 田	隆 一
	〃	萩 原	徹
	〃	小 笠 原	淳 夫
	〃	若 山	明 廣
	〃	大 門	和 子
	〃	小 野 寺	真
	〃	小 林	栄 治

◎ 欠席議員(1名)

議 員 横 山 敬 三

◎ 出席説明者

町		長	濱	谷	一	治
副	町	長	長	谷	川	篤
教	育	長	新	木	秀	幸
総	務	財	澤	口	純	一
政	策	推	田	畑		明
税	務	課	清	水	直	樹
健	康	推	高	橋	勝	則
町	民	福	金	子		登
環	境	住	結	城	孝	好
農	林	水	福	島		平
追	分	商	小	田	島	訓
建	設	水	大	坂	敏	文
ひ	の	き	広	島	良	二
学	校	教	小	笠	原	正
社	会	教	木	村		能
		育				晃
		課				
		長				

(議会事務局)

局	長	松	尾	幸	春
書	記	尾	山		徹

開 会 10:00

(議長)

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成24年・第2回江差町議会臨時会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、小笠原 淳夫議員、飯田議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会・委員長から報告がありました。

したがいまして、今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、承認第1号 平成23年度・江差町一般会計補正予算(第15号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「町 長」

「町 長」(提案説明)

承認第1号 平成23年度・江差町一般会計補正予算(第15号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

基金積立、及びふるさと応援基金積立の額が年度末において確定し、議会を招集する時間的余裕がないことから、3月26日をもって専決処分に達したものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきます様よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは予算補正について説明申し上げます。議案の3ページをお開き願いたいと思います。予算構成表で説明いたします。

まず2款の総務費、1目の一般管理費の基金積立でございます。補正額が147千円でございます。当初予算500千円の計上であります。運用収入が646,761円となる事から、増額計上するものでございます。財源は全額財産運用収入、預金利子であります。

次に同じく2款総務費、6目の企画費のふるさと応援基金積立でございます。補正額は483千円でございます。寄付金及び預金利子について、基金積立するものでございます。財源は寄付金480千円、それから預金利子3千円の合計483千円でございます。なおこの積立によりまして、ふるさと応援基金につきましては平成23年度末の残高が8,773,747円、こういう風になる見通しでございます。

以上が補正予算の概要でございます。ご審議の上、ご承認いただきます様よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

承認第1号 平成23年度・江差町一般会計補正予算(第15号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙

手を求めます。

挙手全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

日程第4、承認第2号 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「町 長」

「町 長」(提案説明)

承認第2号 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

条例の改正を伴う法律が3月30日公布、4月1日からの施行となったことから、3月31日をもって専決処分いたしましたものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますのでご審議の上、ご承認いただきます様よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」

「税務課長」(補足説明)

それでは江差町税条例の一部改正について説明申し上げます。議案の15ページから18ページ、資料の1ページ改正の概要、資料の2ページから10ページの新旧対照表が関係する部分でございます。

改正の概要について説明いたします。1つ目は、個人住民税関係でございます。従来、年金受給者は寡婦の確認をされないままに源泉徴収されていましたが、寡婦の届出確認事項が追加される事により、町民税の申告時に寡婦控除の申告を不要とするものです。なお、施行日は平成26年1月1日となります。

次に東日本大震災による滅失・損壊した住宅用地の買換え譲渡があった場合の損失控除期間を現行の3年から7年に延長するものでございます。

大きな2つ目は、固定資産税関係でございます。

1つは下水道法、特定都市河川浸水被害対策法に係る施設の課税標準の軽減割合を条例で定めることになったことから、これを地方税で規定する割合を参酌し、それぞれ3/4、3/2の軽減率とするものです。

2つ目は新築住宅の税の軽減措置を2年延長するものです。

3つ目は宅地に係る課税標準の負担調整を現行とおりの仕組みで3年延長するものです。また、住宅用宅地の特例も現行とおりに継続するものです。ただし、住宅用地の特例につきましては、経過措置を講じた上で、平成26年度の廃止を予定してございます。

4つ目は特例民法法人から移行した一般社団法人の幼稚園等の事業に供する固定資産税の非課税措置を新たに追加するものでございます。

以下参考までに改正条例に関連する読替え規定を記載してございます。以上が改正概要でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

**(議長)**

異議なしと認め、ただちに採決します。

承認第2号 江差町税条例の一部を改正する条例の、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、承認第2号は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

日程第5、承認第3号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「町 長」

**「町 長」**（提案説明）

承認第3号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。条例の改正を伴う法律が、3月30日に公布、4月1日からの施行となったことから、3月31日をもって専決処分に達したものでございます。具体的内容については担当課長より説明させていただきますので、ご承認の方、よろしくお願い申し上げます。

**（議長）**

「税務課長」

**「税務課長」**（補足説明）

それでは国保税条例の一部改正について説明申し上げます。議案の19ページから21ページ、資料の11ページ改正の概要と、資料の12ページの新旧対照表が関係する分でございます。

改正の概要を説明いたします。保険税の算定の特例でございますが、東日本大震災による滅失・損壊した住宅用地の買替譲渡があった場合で、損失が生じた場合の損失控除期間を現行の3年から7年に延長することにより、保険税の所得割合算定についてもこれに準ずる事を新たに規定したものでございます。以下参考までに改正条項に関連する読替え規定を記載してございます。

以上が改正概要でございます。審議方、よろしくお願いいたします。

**（議長）**

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか

（「なし」の声）

**（議長）**

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議」なしの声）

**(議長)**

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

承認第3号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第6、議案第1号 工事請負契約の締結についてを、議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。 「町 長」

**「町 長」(提案説明)**

議案第1号 工事請負契約の締結についてでございます。議会の議決すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が50,000,000円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容につきましては、

- 1、契約の目的 平成23年度 江差小学校校舎耐震改修工事(教職員室棟)
- 2、工事場所 檜山郡江差町字本町170番地
- 3、契約の方法 制限付一般競争入札
- 4、契約の金額 208,425,000円
- 5、契約の相手方 亀田工業・前田組経常建設共同企業体

代表者 檜山郡江差町字桧岱215番地

亀田工業株式会社 代表取締役 亀田 宏でございます。

以上、ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思ひ

ますが、ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第1号 工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号 工事請負契約の締結についてを、議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。 「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第2号 工事請負契約の締結についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が50,000,000円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容につきましては、

- 1、契約の目的 平成23年度 江差小学校校舎耐震改修工事(幼稚園棟)
- 2、工事場所 檜山郡江差町字本町170番地
- 3、契約の方法 制限付一般競争入札
- 4、契約の金額 97,650,000円
- 5、契約の相手方 檜山郡江差町字伏木戸町634番地

株式会社田畑建設 代表取締役 田畑 昌伸でございます。

以上、ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「薄木議員」

「薄木議員」

制限付一般競争入札とはどんな入札方法なのか。指名競争入札とは違う入札なのか。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

例えば今回小学校の建築に関してですが、江差町内に本社、営業所、支店を要する業者、または同程度の規模の建築工事实績がある業者。例えば1億の建築工事であれば、大体50,000,000円程度の建築工事の実績を有する、こういう様な業者。そういう制限付という事は、色々な条件を満たした業者が応募するという事です。

期限が定めておまして、いわゆる公募をしてそれから1週間以内だとか10日以内という期間を設けて業者がこれであれば自分の会社は施工できる、という様な事で応募します。そして最終的に指名委員会でその業者が要件に見合うかどうか。これらを審議し、そして入札をするという様な流れになっておまして、概ね1ヵ月程度工事から決定まで、1ヵ月程度期日を要する制限付の一般競争入札を実施することとなります。以上です。

(議長)

「薄木議員」

「薄木議員」

これにする事によって何かメリットとか出てくるのか。今までの方法と違うという事で。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

入札の透明性を図るという様な面で指名競争入札に比べたら、一般競争入札の方がいわゆる要件に応じた企業であれば、どの企業でも参加出来るという事になります。

指名競争入札という事は、これも一般に実績、江差町内に登録している業者、そしてまた実績を加味しながら指名委員会で指名する業者を決定する訳なのですが。一般競争入札については、例えば5項目、7項目、8項目これらの要件

を加味して出来るよ、といった業者が自分で手を上げる。

ただし、江差町内に先程言った様に本社ですとか、営業所ですとか、支店が無ければ駄目なので、函館の業者がこの一般競争入札に参加しようとする場合、江差町内に支店、営業所が無ければ参加が出来ないという事になっています。そういう様な事で一般競争入札については、透明性を図るという面では有効な手法かなと。

各官庁、土現なり開発なり大きな自治体につきましても、指名競争入札からだんだん一般競争入札に移行をしている。ただしこれはすべてが一般競争入札という事ではなく、ある程度の金額要件を設けて一般競争入札をしている。江差町の場合は、10,000,000円を超える建設工事、建築工事について一般競争入札を試行的にしている状況です。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

2つあります。まず教育委員会になるのでしょうか。工事期間がどうしても平常時になかなか出来ないという事もあるのでしょうか。夏休み等々という事になるのでしょうか、いずれにしても1年間という部分があります。そこら辺少しどういうスケジュール、学校の授業等の影響も含めた対応という事で考えているのか。簡潔でよろしいです。

それから2つ目、ただ今薄木議員とのやり取りでも関連するのですが。今回のこの部分についてという事ではありませんが。関連でお聞きしたいのですが、事実上制限付一般競争入札にせよ、指名競争入札にせよ、そもそも江差町の格付けの部分が大きく5年前10年前から見たらガラッと変わっているんですよ。どういう風にするにせよ、大変だという事はこの2年間3年間論議して参りました。きちっとした枠作り、制度設計をやっていかないと、これから江差中学校、町営住宅、橋とかもこれから色々出てくるのですか。

いずれにしてもそこら辺の枠組み作りは、きちっとした国・道などが進めている方向と、江差町がどういう風に整合性をもって見直していくかというのは急がれることですね。その点について課長のお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

「学校教育課長」

**「学校教育課長」**

江差小学校の工事スケジュールの関係でございます。実は中央棟、22年度にやりましたけども。その時には3月15日に今日と同じ契約議決をもらっております。という事は既に今日いただくという事は20日間遅れているという中身になっています。なおかつ今回は国の第3次補正という事で、23年度を繰り越しているという事になりますと、25年度に繰り越すことが出来ない条件もあります。その中で中央ピロティ一棟の時には内部工事ございませんでした。ですけども今回は内部工事もあるという事で、勉強しながらという事になりますと、基本的には夏休み・冬休みに集中してやっていくと。

それから基本的に外部工事については出来るだけ授業等に影響が無い、という条件の中で進めていくという事で、工期も3月末までという事で取らせていただいたという内容でございます。以上です。

**(議長)**

「建設水道課長」

**「建設水道課長」**

いわゆる江差町内に登録している指名業者の関係。A登録の業者というのが5社なり6社なりあった時代もありまして。今現在A登録の業者については3社しかございません。あとはB、C、建築に関してはBまでランクを設けて、いわゆる額を設定し、その登録業者にあった入札をしているところであります。

ただ今議員指摘のとおり、これが果たしてたくさん業者がいた頃と同じような方法でいいのかどうか。これはもう4月に入りましたので、指名委員会という委員会がございますので、建設水道課の方で原案を固めてですね、指名委員会で議論をしていきたいと思っております。

いずれにしても現行の中でもっと入札に参加しやすい方法の仕方、これらを検討していきたいなという風に考えておりますのでご理解をお願いします。

**(議長)**

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

**(議長)**

異議なしと認め、ただちに採決します。

議案第2号 工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて議了しました。

これで会議を閉じます。

平成24年・第2回江差町議会・臨時会を閉会します。ごくろうさまでした。

閉 会 10:27